

# 公的研究費の外国人研究者招へい旅費等の取扱い

施行 2005 (H17) . 4 . 1

## (目 的)

第1条 この取扱いは、学校法人藤田学園（以下、本学園という）の教員が公的研究費を使用し、外国に滞在する研究者を招へいする場合の旅費に関する事項について定める。

## (手 続)

第2条 外国に滞在する研究者を招へいする場合は、次の手続を行わなければならない。

(1) 事前に次の各書類を添付して所属長を経て、理事長の承認を受ける

- ア. 招へい研究者が当該研究計画の遂行に果たす役割、招へいの必要性を記した書類
- イ. 旅費支出請求書（学外用）
- ウ. 添付資料（学会のスケジュールの入ったプログラム等）
- エ. 招へい者の振込先情報
- オ. 航空機のクラス、経路、便の時刻及び日程表（日付変更線）が確認できるもの
- カ. 航空運賃の見積書もしくは請求書（空港使用料、保険料等の内訳が記載されているもの）
- キ. 研究代表者が立て替えた場合は、航空運賃の領収書、滞在費を立替する理由書及び研究代表者の振込先情報

(2) 事後に次の各書類を提出する

- ア. 招へい者が来日した時に持参した領収書もしくは航空券のコピー
- イ. 出張（記録）報告書（招へい者のサインが必要）

## (旅費の種類)

第3条 外国旅費（招へい）は、次の経費を支給する。

- (1) 航空運賃（空港使用料、保険料を含む）
- (2) 日本国内での交通費（国内旅費の算出方法と同様）
- (3) 滞在費（別表2参照）
- (4) 予防注射、旅券の交付手数料及び査証手数料並びに入出国税の実費

別表 1 旅行日当及び宿泊料 (単位：円)

職 名	教 授		准教授 講 師		助 教 助 手 大学院生	
	日 当 (円)	宿泊料 (円)	日 当 (円)	宿泊料 (円)	日 当 (円)	宿泊料 (円)
金 額	5,000	22,500	4,200	19,300	3,600	16,100

- 備考 1. 上表に掲げる額は、出国する日から入国する日までの単価の上限額とする。
2. 機中泊における日当額は一律 3,000 円とする。

別表 2 外国旅費（招へい）の滞在費 (単位：円)

滞在日数 31 日までに係る 1 日当たり単価	滞在日数 32 日から 61 日ま でに係る 1 日当たり単価	滞在日数 62 日以上に係る 1 日当たり単価
18,000 円	16,200 円	14,400 円

- 備考 1. 上表に掲げる額は、招へい研究者の入国の日から帰国の日までの単価の上限額とする。
2. 外国に居住する地から入国日の前日まで及び帰国の翌日から帰着する日までの日当、宿泊料については、別表 1 の額を上限として支給することができる。

附 則

1. この取扱いは、2005（平成17）年4月1日から施行する。
2. 2007（平成19）年4月1日一部改正。
3. 2014（平成26）年4月1日一部改正。